

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十年十二月四日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第一号中「三十六万八千四百円」を「三十六万八千八百円」に改める。

第十八条第一項中「四千二百円」を「四千四百円」に、「二万円」を「二万千円」に、「七千二百円」を「七千四百円」に、「六千三百円」を「六千六百円」に、「三万円」を「三万五千五百円」に、「一万八百元」を「一万千五百円」に改める。

第二十条第十三項中「六千八百円」を「七千三百円」に改める。

第二十五条第二項第一号イ中「百分の九十」を「百分の九十五」に、「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ロ中「百分の九十五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

第二条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五」を「百分の百三十」に、「六月に支給する場合には百分の百二十一・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五」を「百分の百十」に、「六月に支給する場合には百分の六十二・五、十二月に支給する場合には百分の七十七・五」を「百分の七十」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の八十」を「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」に、「百分の百二十一・五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の七十」を「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」に改める。

第二十五条第二項第一号イ中「百分の九十五」を「百分の九十二・五」に、「百分の百十五」を「百分の百十二・五」に改め、同号ロ中「百分の百」を「百分の九十七・五」に改め、同項第二号中「百分の四十七・五」を「百分の四十五」に、「百分の五十七・五」を「百分の五十五」に改める。

(岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「百分の百六十五」を「百分の百七十」に改める。

別表第一中「403,000」を「404,000」に、「464,000」を「465,000」に、「525,000」を「526,000」に、「607,000」を「608,000」に、「706,000」を「707,000」に、「806,000」を「807,000」に改める。

別表第二中「335,000」を「336,000」に、「372,000」を「373,000」に、「401,000」を「402,000」に改める。

第四条 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五」を「百分の百十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十七・五」に改める。

(岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年岐阜県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百七十」に改める。

別表中「380,000」を「381,000」に、「429,000」を「430,000」に、「480,000」を「481,000」に、「543,000」を「544,000」に、「619,000」を「620,000」に、「723,000」を「724,000」に、「846,000」を「847,000」に改める。

第六条 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五」を「百分の百三十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十七・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「勤務条件条例」という。）第二十五条第二項の改正規定を除く。）による改正後の勤務条件条例の規定、第三条の規定（岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第七条第三項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定（岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第五条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は平成三十年四月一日から適用し、第一条の規定（勤務条件条例第二十五条第二項の改正規定に限る。）による改正後の同項の規定、第三条の規定（任期付研究員条例第七条第三項の改正規定に限る。）による改正後の同項の規定及び第五条の規定（任期付職員条例第五条第二項の改正規定に限る。）による改正後の同項の規定は平成三十年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

3 第一条の規定による改正後の勤務条件条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の勤務条件条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の勤務条件条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

提 案 説 明

岐阜県人事委員会の平成三十年十月十二日付けの給与についての勧告に鑑み、職員の給与を改定する等のため、この条例を定めようとする。

